

滋 賀 県 旅 費 支 給 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 案

改 正 の 理 由

社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、滋賀県旅費支給条例等の一部を改正しようとするもの

改 正 の 概 要

1 内国旅行

(1) 宿泊料

	改正前			改正後	
	甲地	乙地		甲地	乙地
知事	14,800円	13,300円		21,200円	14,600円
副知事、議員	13,100円	11,800円		18,700円	13,000円
一般職、教育長等	10,900円	9,800円		15,600円	10,800円

※甲地：東京都特別区など、乙地：滋賀県内など

※地域区分、定額支給については、現行どおり

(2) その他の旅費

旅費種目	改正前	改正後
鉄道賃 (急行料金、 座席指定料金)	特別急行料金・座席指定料金は利用 区間の距離が片道100km以上、普通 急行料金は片道50km以上の場合に 限り支給	<u>距離要件を廃止</u> （旅行命令権者が公 務上の必要性を判断）
航空賃	旅客運賃および特別座席料金を支 給	旅客運賃、特別座席料金および <u>これ らに付随する費用</u> を支給
移転料 扶養親族移転料	職員の赴任に伴う職員および扶養 親族の転居費用、交通費等を支給	<u>扶養要件を廃止</u> （同一生計の家族が 転居する場合には家族分を支給） 扶養親族移転料は家族移転料に改称

※その他、食卓料、日額旅費は国に準じて廃止

2 外国旅行

国家公務員の旅費制度に準じ、実費支給を基本とする制度とする。

※主な改正内容：宿泊料を定額支給から上限付きの実費支給に変更 等

3 施行日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県旅費支給条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

社会情勢の変化に対応するとともに、より実態に即した旅費の支給を行うため、滋賀県旅費支給条例（昭和 46 年滋賀県条例第 11 号）等の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県旅費支給条例の一部改正

ア 旅行雑費について、外国旅行における旅行雑費を 1 夜当たりの定額により支給することとし、その額は国の宿泊手当に準ずることとします。（第 1 条の規定による改正後の第 6 条および第 33 条関係）

イ 宿泊料について、内国旅行における宿泊料の定額を引き上げることとします。また、外国旅行における宿泊料を 1 夜当たりの定額または実費額により支給することとし、その額は国の宿泊費に準ずることとします。（第 1 条の規定による改正後の第 6 条、第 33 条および別表関係）

ウ 食卓料を廃止することとします。（第 1 条の規定による改正後の第 6 条、第 20 条および第 33 条関係）

エ 扶養親族移転料を家族移転料に改め、赴任に伴う扶養親族以外の家族の移転についても支給することとします。（第 1 条の規定による改正後の第 6 条および第 23 条関係）

オ 日額旅費を廃止することとします。（第 1 条の規定による改正後の第 6 条および第 24 条関係）

カ 外国旅行手当を廃止することとします。（第 1 条の規定による改正後の第 6 条および第 36 条関係）

キ 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することとします。（第 1 条の規定による改正後の第 14 条関係）

ク 航空賃について、所要の規定の整備を行うこととします。（第 1 条の規定により改正後の第 16 条関係）

ケ 移転料について、赴任に伴う扶養親族以外の家族の移転についても扶養親族の場合と同じ定額を支給することとします。（第 1 条の規定による改正後の第 21 条関係）

(2) 滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和 31 年滋賀県条例第 29 号）の一部改正

ア 食卓料を廃止することとします。（第 2 条の規定による改正後の第 5 条および別表 2 関係）

イ 宿泊料の定額を引き上げることとします。（第 2 条の規定による改正後の別表 2 関係）

ウ 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することと

します。(第2条の規定による改正後の別表2関係)

- (3) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年滋賀県条例第10号)の一部改正

一般の派遣職員に対する旅費は、滋賀県旅費支給条例に定める赴任の例に準じて支給することができることとします。(第3条の規定による改正後の第7条関係)

- (4) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第10号)の一部改正

ア 食卓料を廃止することとします。(第4条の規定による改正後の第10条、第12条、別表3および別表4関係)

イ 宿泊料の定額を引き上げることとします。(第4条の規定による改正後の別表3および別表4関係)

ウ 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することとします。(第4条の規定による改正後の別表3関係)

- (5) 滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例(昭和28年滋賀県条例第12号)の一部改正

ア 食卓料を廃止することとします。(第5条の規定による改正後の第3条および別表関係)

イ 宿泊料の定額を引き上げることとします。(第5条の規定による改正後の別表関係)

ウ 鉄道賃について、急行料金および座席指定料金に係る距離の要件を廃止することとします。(第5条の規定による改正後の別表関係)

- (6) その他

ア この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県旅費支給条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
（目的） 第1条 この条例は、他の条例に<u>特別の定</u>がある場合を除くほか、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的とする。 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州およびこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。 (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行および外国における旅行をいう。 (3) 省略 (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない職員については、その住所または居所）を離れて旅行し、または職員以外の者が公務のため一時その住所もしくは居所を離れて旅行することをいう。	（目的） 第1条 この条例は、他の条例に<u>特別の定め</u>がある場合を除くほか、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的とする。 （用語の意義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州およびこれらに附属する島の存する領域をいう。以下<u>この条、第9条第1項および第29条において同じ。</u>）における旅行をいう。 (2) 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下<u>この条および第6条第11項において同じ。</u>）との間における旅行および外国における旅行をいう。 (3) 省略 (4) 出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合または任命権者もしくはその委任を受けた者（以下<u>この号および第4条第1項において「任命権者等」という。</u>）が認める場合には、その住所、居所その他任命権者等が認める場所）を

(5) 省略

(6) 帰住 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の
根拠地となる地に旅行することをいう。

(7) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係
と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父
母および兄弟姉妹で、主として職員の収入によつて生計を維持して
いるものをいう。

(8) 省略

2 省略

（旅費の支給）

第3条 省略

2から4まで 省略

5 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることが
できる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けること
ができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同
じ。）がその出発前に次条第3項の規定により旅行命令等を取り消さ
れ、または死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額
があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で知事が規
則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 省略

離れて旅行し、または職員以外の者が公務のため一時その住所もし
くは居所を離れて旅行することをいう。

(5) 省略

(6) 帰住 職員が死亡した場合において、その職員の遺族が生活の
根拠となる地に旅行することをいう。

(7) 家族 職員の配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様
の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母およ
び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(8) 省略

2 省略

（旅費の支給）

第3条 省略

2から4まで 省略

5 第1項、第2項および前項の規定により旅費の支給を受けることが
できる者が次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含
む。同項および同条第4項ならびに第5条において同じ。）を受け、
または死亡した場合その他知事が規則で定める場合には、当該旅行の
ため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額または支出を要
する金額で知事が規則で定めるものを旅費として支給することができ
る。

6 省略

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者もしくはその委任を受けた者または旅行依頼を行なう者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令または旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によつて行なわれなければならない。

(1)および(2) 省略

2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはこれを変更するには、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行なわれなければならない。ただし、旅行命令等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、またはこれを変更することができる。この場合において、旅行命令権者は、できるだけすみやかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 省略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情に

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者等または旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令または旅行依頼（以下この条および次条において「旅行命令等」という。）によつて行われなければならない。

(1)および(2) 省略

2 省略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自らまたは次条第1項もしくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、またはその変更をするには、旅行命令簿または旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に当該旅行に関する事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行われなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該旅行に関する事項を記載し、当該事項を通知するいとまがない場合その他知事が規則で定める場合には、口頭により旅行命令等を発し、またはその変更をすることができる。

5 省略

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情に

より旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 省略

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、渡航雑費および死亡手当とする。

2から5まで 省略

- 6 旅行雑費は、内国旅行にあつては内国旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により、外国旅行にあつては外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

- 8 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

より旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 省略

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、移転料、着後手当、家族移転料、渡航雑費および死亡手当とする。

2から5まで 省略

- 6 旅行雑費は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

- 7 宿泊料は、内国旅行にあつては内国旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により、外国旅行にあつては外国旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額または実費額により支給する。

（削除）

9 移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

12および13 省略

14 内国旅行のうち、第24条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費にかえ、日額旅費を旅費として支給する。

15 外国旅行のうち、第36条に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費にかえ、外国旅行手当を旅費として支給する。

第7条および第8条 省略

第9条 旅行者が同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域（県内の地域にあつては、規則で定める地域）をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費および宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の4（外国旅行に係るものについては、10分の3）に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 省略

8 移転料は、赴任に伴う住所または居所の移転について、内国旅行にあつては路程等に応じ定額により、外国旅行にあつては実費額により支給する。

9 着後手当は、赴任に伴う住所または居所の移転について支給する。

10 家族移転料は、赴任に伴う家族の移転について支給する。

11および12 省略

（削除）

（削除）

第7条および第8条 省略

第9条 旅行者が本邦の同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域（県内の地域にあつては、規則で定める地域）をいう。以下同じ。）に滞在する場合における旅行雑費および宿泊料は、その地域に到達した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の4に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 省略

第10条 1日の旅行において、旅行雑費または宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費または宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。

第12条および第13条 省略

（読替規定）

第13条の2 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの章の規定を適用する場合には、第4条第1項中「任命権者」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。

（鉄道賃）

第14条 省略

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する

第10条 1日の内国旅行において、旅行雑費または宿泊料（家族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費または宿泊料を支給する。

第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行または陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃または車賃（家族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して計算する。

第12条および第13条 省略

（読替規定）

第13条の2 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対してこの章の規定を適用する場合には、第2条第1項第4号中「または任命権者」とあるのは「または市町教育委員会」と、「任命権者等」とあるのは「市町教育委員会等」と、第4条第1項中「任命権者等」とあるのは「市町教育委員会等」と読み替えるものとする。

（鉄道賃）

第14条 省略

2 前項第2号に規定する急行料金は、特別急行列車または普通急行列

場合に限り、支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 省略

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

5および6 省略

第15条 省略

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃および特別座席料金による。

2および3 省略

第17条および第18条 省略

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

2 省略

(食卓料)

車を運行する線路による旅行で、公務上の必要があるものに該当する場合に限り、支給する。

(削除)

(削除)

3 省略

4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車または普通急行列車を運行する線路による旅行で、公務上の必要があるものに該当する場合に限り、支給する。

5および6 省略

第15条 省略

(航空賃)

第16条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃、特別座席料金およびこれらに付随する費用による。

2および3 省略

第17条および第18条 省略

(宿泊料)

第19条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表の定額による。

2 省略

第20条 食卓料の額は、1夜につき2,200円とする。

2 食卓料は、船賃もしくは航空賃のほかに別に食費を要する場合または船賃もしくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、扶養親族を移転する場合には、旧在勤公署から新在勤公署までの路程に応じた別表第1の定額による額
- (2) 赴任の際、扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、扶養親族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 省略

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に規定する旅行雑費の定額（以

第20条 削除

(移転料)

第21条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

- (1) 赴任の際、家族を移転する場合には、旧在勤公署から新在勤公署までの路程に応じた別表の定額による額
- (2) 赴任の際、家族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際、家族を移転しないが、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後、家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、家族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、家族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 省略

(着後手当)

第22条 着後手当の額は、第18条第1項に規定する旅行雑費の定額（以

下この項において「旅行雑費定額」という。)の5夜分および新在勤公署の存する地域の区分に応じた別表第1の宿泊料定額(以下この項において「宿泊料定額」という。)の5夜分に相当する額とする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1)から(3)まで 省略

2 省略

(扶養親族移転料)

第23条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、扶養親族を旧在勤公署の存する地域から新在勤公署の存する地域まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の全額ならびに旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 省略

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人をこえる者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の2分の1に相当する額を加算する。

下この項において「旅行雑費定額」という。)の5夜分および新在勤公署の存する地域の区分に応じた別表の宿泊料定額(以下この項において「宿泊料定額」という。)の5夜分に相当する額とする。ただし、次の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1)から(3)まで 省略

2 省略

(家族移転料)

第23条 家族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際、家族を旧在勤公署の存する地域から新在勤公署の存する地域まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における家族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃および車賃の全額ならびに旅行雑費、宿泊料および着後手当の3分の2に相当する額

イ 省略

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料および着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃および船賃の2分の1に相当する額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後、扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）をこえることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（日額旅費）

第24条 第6条第1項に掲げる旅費にかえ日額旅費を支給する旅行は、職務の性質上常時出張を必要とする職員の旅行のうち任命権者が知事と協議して指定するものとする。

2 日額旅費の額、支給条件および支給方法は、任命権者が知事と協議して定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準をこえることができない。

第25条 省略

（同一地域内の旅行の旅費）

第26条 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当および扶養親族移転料は、支給しない。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第21条第1項第1号または第3号の規定に該当する場合には、家族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後、家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、家族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における家族とみなして、前項の規定を適用する。

第24条 削除

第25条 省略

（同一地域内の旅行の旅費）

第26条 同一地域内における旅行については、移転料、着後手当および家族移転料は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住することまたはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所または居住を移転した場合には、別表第1の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（扶養親族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。

第27条 省略

（遺族の旅費）

第28条 省略

2 省略

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃、車賃および食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

（本邦通過の場合の旅費）

第29条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶または航空機により本邦を出発し、または本邦に到着した場合における船賃または航空賃および本邦を出発した日からの旅行雑費および食卓料または本邦に到着した日までの旅行雑費および食卓料については本章に規定するところによる。

第30条から第32条まで 省略

（旅行雑費、宿泊料および食卓料）

2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が、職員のための公舎に居住することまたはこれを明け渡すことを命ぜられ、住所または居住を移転した場合には、別表の路程50キロメートル未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額（家族を随伴しない場合には、その2分の1に相当する額）の移転料を支給する。

第27条 省略

（遺族の旅費）

第28条 省略

2 省略

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第23条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地までの鉄道賃、船賃および車賃とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

（本邦通過の場合の旅費）

第29条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶または航空機により本邦を出発し、または本邦に到着した場合における船賃または航空賃および本邦を出発した日からの旅行雑費または本邦に到着した日までの旅行雑費については本章に規定するところによる。

第30条から第32条まで 省略

（旅行雑費および宿泊料）

第33条 旅行雑費および宿泊料の額は、旅行地の区分に応じた別表第2の定額による。

2 第30条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 食卓料の額は、1夜につき6,700円とする。

4 第19条第2項および第20条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料および食卓料について準用する。

第34条 削除

第35条 省略

(外国旅行手当)

第36条 第6条第15項の規定により外国旅行手当を支給する旅行は、別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと任命権者が認めた旅行とし、外国旅行手当の額、支給条件および支給方法は、その都度任命権者が知事と協議して定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの条例で定める基準を超えることができない。

第33条 旅行雑費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。次条において「政令」という。）の宿泊手当に係る規定の例による額とする。

2 宿泊料の額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の2の表の区分に応じた同表の職務の級が十級以下の者の欄に規定する宿泊費基準額または実費額のいずれか少ない額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として知事が規則で定める場合は、実費額とする。

(削除)

3 第19条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料について準用する。

(移転料、着後手当および家族移転料)

第34条 移転料、着後手当および家族移転料の額は、それぞれ政令の転居費、着後滞在費および家族移転費に係る規定の例による額とする。

第35条 省略

(削除)

(旅費法の準用)

第37条 死亡手当、外国旅行中の退職者等の旅費その他外国旅行の旅費に関し、この章に規定されている場合のほかは国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定（同法第39条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第2条第2項に規定する職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第1号イに規定する行政職俸給表(1)の7級に相当するものとする。

(旅費の調整)

第38条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費をこえた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費をこえることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省略

第39条および第40条 省略

付則 省略

別表第1（第19条、第21条、第22条、第26条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料

区分	金額
----	----

(その他の外国旅行の旅費)

第36条 死亡手当、外国旅行中の退職者等の旅費その他外国旅行の旅費に関し、この章に規定されている場合のほかは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の例による。

(旅費の調整)

第37条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情によりまたは旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 省略

第38条および第39条 省略

付則 省略

別表（第19条、第21条、第22条、第26条関係）

内国旅行の旅費

1 宿泊料

区分	金額
----	----

甲地	円
	1 夜につき <u>10,900</u>
乙地	同 <u>9,800</u>

備考 省略

別表第 2（第33条、第36条関係）

外国旅行の旅費

<u>区分</u>		<u>金額</u>
<u>旅行</u> <u>雑費</u>	<u>指定都市</u>	円
		1 日につき <u>7,200</u>
	<u>甲地</u>	同 <u>6,200</u>
	<u>乙地</u>	同 <u>5,000</u>
	<u>丙地</u>	同 <u>4,500</u>
<u>宿泊</u> <u>料</u>	<u>指定都市</u>	1 夜につき <u>22,500</u>
	<u>甲地</u>	同 <u>18,800</u>
	<u>乙地</u>	同 <u>15,100</u>
	<u>丙地</u>	同 <u>13,500</u>

備考

- 1 指定都市とは、知事が定める都市の地域をいい、甲地とは、北米地域、欧州地域および中近東地域として知事が定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で知事が定める地域をいい、丙地とは、アジア地域（本邦を除く。）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域および南極地域として知事が定める地域のうち指定都

甲地	円
	1 夜につき <u>15,600</u>
乙地	同 <u>10,800</u>

備考 省略

(削除)

市の地域以外の地域で知事が定める地域をいい、乙地とは、指定都市、甲地および丙地の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。

2 船舶または航空機による旅行（外国を出発した日および外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における旅行雑費の定額は、丙地について定める額とする。

3 旅行先または目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして知事が定める地域である場合における旅行雑費および宿泊料の定額は、甲地について定める額の10分の8に相当する額とする。

滋賀県議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新																																				
第 1 条から第 4 条まで 省略 （費用弁償） 第 5 条 省略 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、 <u>宿泊料および食卓料の 7 種</u> とし、別表 2 のとおりとする。 3 から 5 まで 省略 6 外国旅行（本邦内通過の旅行を除く。）の費用弁償は、第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定 <u>（同法第 39 条の規定を除く。）を準用する。</u> 第 6 条および第 7 条 省略 付則 省略 別表 1 省略 別表 2（第 5 条関係）	第 1 条から第 4 条まで 省略 （費用弁償） 第 5 条 省略 2 前項の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費 <u>および宿泊料の 6 種</u> とし、別表 2 のとおりとする。 3 から 5 まで 省略 6 外国旅行（本邦内通過の旅行を除く。）の費用弁償は、第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）の規定 <u>の例による。</u> 第 6 条および第 7 条 省略 付則 省略 別表 1 省略 別表 2（第 5 条関係）																																				
<table><tr><th>区分</th><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>航空賃</th><th>車賃</th><th>旅行雑費 (1 夜につき)</th><th colspan="2">宿泊料 (1 夜につき)</th><th>食卓料 (1 夜につき)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><th>甲地</th><th>乙地</th><td></td></tr></table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費 (1 夜につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)							甲地	乙地		<table><tr><th>区分</th><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>航空賃</th><th>車賃</th><th>旅行雑費 (1 夜につき)</th><th colspan="2">宿泊料 (1 夜につき)</th><th></th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><th>甲地</th><th>乙地</th><td></td></tr></table>	区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費 (1 夜につき)	宿泊料 (1 夜につき)									甲地	乙地	
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費 (1 夜につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食卓料 (1 夜につき)																													
						甲地	乙地																														
区分	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	旅行雑費 (1 夜につき)	宿泊料 (1 夜につき)																															
						甲地	乙地																														

議長、 副議長 および 議員	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その乗 車に要 する運 賃	円	円	円	円
					780	13,100	11,800	2,600
1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、<u>片道100キロメートル以上</u>の場合は、座席指定料金を支給する。 2 から 4 まで 省略 5 <u>鉄道片道50キロメートル以上の旅行で普通急行の料金を徴する線路による場合は普通急行料金を、片道100キロメートル以上の旅行で特別急行の料金を徴する線路による場合は特別急行料金を支給する。</u>ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。 6 から10まで 省略 別表3 省略								

議長、 副議長 および 議員	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その乗 車に要 する運 賃	780円	18,700円	13,000円
1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、<u>公務上の必要がある場合</u>は、座席指定料金を支給する。 2 から 4 まで 省略 5 <u>鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて、普通急行の料金を徴する線路によるときは普通急行料金を、特別急行の料金を徴する線路によるときは特別急行料金を支給する。</u>ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。 6 から10まで 省略 別表3 省略							

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

旧	新
第1条から第6条まで 省略 （一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）</u>に定める<u>国家公務員</u>の赴任の例に準じ任命権者が知事と協議して定める旅費を支給することができる。 第8条以下 省略	第1条から第6条まで 省略 （一般の派遣職員に対する旅費の支給） 第7条 一般の派遣職員には、特に必要があると認められるときは、<u>滋賀県旅費支給条例（昭和46年滋賀県条例第11号）</u>に定める赴任の例に準じ任命権者が知事と協議して定める旅費を支給することができる。 第8条以下 省略

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

旧	新
第1条から第9条まで 省略 第10条 前条の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、<u>食卓料</u>、移転料、着後手当および<u>扶養親族移転料の10種</u>とし、別表3の定額により支給する。 2 省略 3 外国旅行（本邦内通過の旅を除く。）の旅費は、前2項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定（<u>同法第39条の規定を除く。</u>）を準用する。 4 省略 第11条 省略 第12条 前条の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊料および食卓料の7種</u>とする。 2から5まで 省略 第13条および第14条 省略 付則 省略 別表1および別表2 省略 別表3（第10条関係） （1）鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊料および食卓料</u>	第1条から第9条まで 省略 第10条 前条の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、移転料、着後手当および<u>家族移転料の9種</u>とし、別表3の定額により支給する。 2 省略 3 外国旅行（本邦内通過の旅を除く。）の旅費は、前2項の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定の<u>例による</u>。 4 省略 第11条 省略 第12条 前条の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、<u>および宿泊料の6種</u>とする。 2から5まで 省略 第13条および第14条 省略 付則 省略 別表1および別表2 省略 別表3（第10条関係） （1）鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費<u>および宿泊料</u>

区分	鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行雑 費 (1夜 につ き)	宿泊料(1夜につ き)		食卓料 (1夜に つき)
						甲地	乙地	
知事	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その 乗車 に要 する 運賃	円 780	円 14,800	円 13,300	円 3,000
副知事	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その 乗車 に要 する 運賃	780	13,100	11,800	2,600
地方公 営企業 の管理 者 病院事 業の管 理者 教育長	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その 乗車 に要 する 運賃	780	10,900	9,800	2,200

区分	鉄道 賃	船賃	航空 賃	車賃	旅行雑 費 (1夜 につ き)	宿泊料(1夜につ き)		食卓料 (1夜に つき)
						甲地	乙地	
知事	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その 乗車 に要 する 運賃	円 780	円 21,200	円 14,600	
副知事	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その 乗車 に要 する 運賃	780	18,700	13,000	
地方公 営企業 の管理 者 病院事 業の管 理者 教育長	その 乗車 に要 する 運賃	上級 運賃	実費	その 乗車 に要 する 運賃	780	15,600	10,800	

常勤を 要する 監査委 員 常勤を 要する 人事委 員会の 委員								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、片道100キロメートル以上の場合は、座席指定料金を支給する。

2 から 6 まで 省略

7 鉄道片道50キロメートル以上の旅行で普通急行の料金を徴する線路による場合は普通急行料金を、片道100キロメートル以上の旅行で特別急行の料金を徴する線路による場合は特別急行料金を支給する。ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。

8 から10まで 省略

(2) 省略

(3) 着後手当および扶養親族移転料

着後手当および扶養親族移転料の額の算定は、一般職の職員の

常勤を 要する 監査委 員 常勤を 要する 人事委 員会の 委員								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、公務上の必要がある場合は、座席指定料金を支給する。

2 から 6 まで 省略

7 鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて、普通急行の料金を徴する線路によるときは普通急行料金を、特別急行の料金を徴する線路によるときは特別急行料金を支給する。ただし、特別の必要により、急行料金を徴する列車に乗車した場合は、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。

8 から10まで 省略

(2) 省略

(3) 着後手当および家族移転料

着後手当および家族移転料の額の算定は、一般職の職員の例に

例による。

別表4（第12条関係）

<u>鉄道賃</u>	<u>船賃</u>	<u>航空賃</u>	<u>車賃</u>	<u>旅行雑費</u>	<u>宿泊料（1夜につ</u>		<u>食卓料</u>
				<u>（1夜に</u> <u>つき）</u>	<u>き）</u> <u>甲地</u>	<u>乙地</u>	<u>（1夜に</u> <u>つき）</u>
その乗	上級	実費	その乗	780円	10,900円	9,800円	2,200円
車に要	運賃		車に要				
する運			する運				
賃			賃				

1 および 2 省略

よる。

別表4（第12条関係）

<u>鉄道賃</u>	<u>船賃</u>	<u>航空賃</u>	<u>車賃</u>	<u>旅行雑費</u>	<u>宿泊料（1夜につ</u>		
				<u>（1夜に</u> <u>つき）</u>	<u>き）</u> <u>甲地</u>	<u>乙地</u>	
その乗	上級	実費	その乗	780円	15,600円	10,800円	
車に要	運賃		車に要				
する運			する運				
賃			賃				

1 および 2 省略

滋賀県証人等の費用弁償等に関する条例新旧対照表（第5条関係）

旧	新																						
第1条および第2条 省略 （旅費の種類および額） 第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費、<u>宿泊料および食卓料の6種</u>とし、別表の定額により支給する。 第4条および第5条 省略 付則 省略 別表（第3条関係） 旅費額 <table><tr><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>車賃</th><th>旅行雑費 (1夜につき)</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th><th>食卓料 (1夜につき)</th></tr><tr><td>その乗車に要する運賃</td><td>上級運賃</td><td>その乗車に要する運賃</td><td>円 780</td><td>円 9,800</td><td>円 2,200</td></tr></table> 備考 1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、<u>片道100キロメートル以上</u>の場合は、座席指定料金を支給する。	鉄道賃	船賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	その乗車に要する運賃	上級運賃	その乗車に要する運賃	円 780	円 9,800	円 2,200	第1条および第2条 省略 （旅費の種類および額） 第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、車賃、旅行雑費<u>および宿泊料の5種</u>とし、別表の定額により支給する。 第4条および第5条 省略 付則 省略 別表（第3条関係） 旅費額 <table><tr><th>鉄道賃</th><th>船賃</th><th>車賃</th><th>旅行雑費 (1夜につき)</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th></tr><tr><td>その乗車に要する運賃</td><td>上級運賃</td><td>その乗車に要する運賃</td><td>円 780</td><td>円 10,800</td></tr></table> 備考 1 鉄道旅行で特別急行列車または普通急行列車を運行し、座席指定料金を徴する線路による旅行において、<u>公務上の必要がある場合</u>は、座席指定料金を支給する。	鉄道賃	船賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)	その乗車に要する運賃	上級運賃	その乗車に要する運賃	円 780	円 10,800
鉄道賃	船賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)																		
その乗車に要する運賃	上級運賃	その乗車に要する運賃	円 780	円 9,800	円 2,200																		
鉄道賃	船賃	車賃	旅行雑費 (1夜につき)	宿泊料 (1夜につき)																			
その乗車に要する運賃	上級運賃	その乗車に要する運賃	円 780	円 10,800																			

2 省略 3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行であつては中級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による旅行にあつてはその乗船に要する運賃を支給する。 4 および 5 省略 6 <u>鉄道片道50キロメートル以上の旅行で、普通急行の料金を徴する線路による旅行にあつては普通急行料金を、鉄道片道100キロメートル以上の旅行で、特別急行の料金を徴する線路による旅行にあつては特別急行料金を支給する。</u>ただし、特別の事由により、<u>鉄道片道50キロメートル未満の旅行で、普通急行料金を徴する列車に乗車し、または鉄道片道100キロメートル未満の旅行で、特別急行料金を徴する列車に乗車したときは、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。</u> 7 および 8 省略	2 省略 3 船舶旅行で運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行にあつては中級の運賃を、運賃の等級を設けない船舶による旅行にあつてはその乗船に要する運賃を支給する。 4 および 5 省略 6 <u>鉄道旅行で公務上の必要がある場合であつて、普通急行の料金を徴する線路によるときは普通急行料金を、特別急行の料金を徴する線路によるときは特別急行料金を支給する。</u>ただし、特別の事由により、普通急行料金を徴する列車に乗車し、または特別急行料金を徴する列車に乗車したときは、現にその乗車に要した急行料金を支給することができる。 7 および 8 省略
---	---